

新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる
救急・周産期・小児医療機関の皆さまへ

厚生労働省医政局
医療経理室
地域医療計画課

「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金」のご案内

インフルエンザ流行期において発熱した救急患者等の増加が見込まれる中、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者等（以下「疑い患者」という）の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策等に要する費用を補助します。

該当する医療機関におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる医療機関

疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う保険医療機関を補助対象とします。

※ 「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う保険医療機関」とは、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等のことをいいます。

※ 本補助金の交付を受ける医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れることが必要です。ただし、当該受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。

2. 補助対象経費

令和2年9月15日から令和3年3月31日までにかかるインフルエンザ流行期においても疑い患者を診療するための感染拡大防止対策や診療体制確

保等に必要な次に掲げる経費を補助対象とします。

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象外としています。

3. 補助上限額

以下の額を上限として実費を補助します。

- ・ 1施設当たり 10,000千円
- ・ 許可病床 200床ごとに 2,000千円を追加
- ・ 新型コロナウイルス感染症入院患者受入割当医療機関（重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関）は 10,000千円を追加

4. 申請書の提出

(1) 提出期限 令和3年2月26日（当日消印有効）

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

住所：〒100-8779 銀座郵便局留

宛先：100-8916 厚生労働省救急・周産期・小児医療機関体制確保事業担当 宛

(3) 提出書類 [申請する経費の支出が全て終わっている場合]

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ①精算交付申請書（第5号様式） | } | 下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。 |
| ②申請書の別紙 | | |
| ③厚生労働省への請求書 | | |
| ④「発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する医療機関」として都道府県に登録されたことを証明する書類（都道府県の登録通知書等）（写し） | | |
| ⑤申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの（写し） | | |

[申請する経費の支出が終わっていない場合]

- | | | |
|---------------|---|-------------------------------|
| ①交付申請書（第3号様式） | } | 下記の厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。 |
| ②申請書の別紙 | | |
| ③厚生労働省への請求書 | | |

- ④「発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する医療機関」として都道府県に登録されたことを証明する書類（都道府県の登録通知書等）（写し）

※提出書類①～③は以下の厚生労働省HPに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00004.html

※提出書類④は、都道府県から登録通知書や登録証明書などの交付を受けてください（都道府県に交付を依頼してください）。または、二次補正予算の「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のための救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の交付決定を都道府県から受けている場合は、当該事業の交付決定通知書（写し）でもかまいません。

※申請書の作成方法等は、別添の「申請書等の入力・作成・提出方法」や「申請書記載例」を参照してください。

※提出していただいた書類に記載不備等があった場合には再提出を依頼する場合がありますので、申請書類はなるべく早く提出してください。

5. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関であるか等の審査を行います。

審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関には「交付決定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

※申請書の受付から振込までは、おおよそ2～4週間程度を見込んでおります。それ以上連絡がない場合には、お手数ですが、末尾に記載のコールセンターまでご連絡をお願いいたします。

なお、申請時に対象経費の支出が終わっていない場合は、事業（支出）が終わった日から1ヶ月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

提出方法：以下へ郵送してください。

住所：〒100-8779 銀座郵便局留

宛先：100-8916 厚生労働省救急・周産期・小児医療機
関体制確保事業担当 宛

提出書類：①事業実績報告書（第4号様式）
②実績報告書の別紙
③領収書等の支出額が分かるもの（写し）

厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

6. 留意事項

- (1) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-3595-2225）までご連絡ください。

- (2) 令和2年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和4年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医療経理室あて

（電話番号）03-3595-2225

- (3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。
- (4) 本補助金の交付を受ける医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行っていただく必要があります。
- (5) 本補助金の申請は、原則1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

7. 添付資料

- (1) 本補助金の概要資料

- (2) Q & A
- (3) 申請書等の入手・作成・提出方法
- (4) 申請書記載例
- (5) 令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金交付要綱

厚生労働省医政局医療経理室
地域医療計画課

(問合せ先)

厚生労働省医療提供体制支援補助金
コールセンター

電話：0120-336-933